

2000年基準
企業向けサービス価格指数（CSP I）

調査対象サービス一覧

2004年11月
日本銀行 調査統計局

目 次

(基本分類指数)

金融	1
保険	4
不動産賃貸	6
旅客輸送	10
陸上貨物輸送	13
海上貨物輸送	17
航空貨物輸送	24
倉庫・運輸付帯サービス	25
通信	28
放送	33
広告	34
情報サービス	37
リース・レンタル	40
下水道・産業廃棄物処理	44
自動車・機械修理	46
専門サービス	47
その他諸サービス	51

(参考指数)

輸出サービス価格指数	54
------------	-------	----

本資料の調査時点は、2004年10月29日現在。

(基本分類指数)

類別：金融

小類別 品目	調査価格の内容
金融手数料	
内国為替手数料	<p>内国為替サービスに対する手数料</p> <p>1. 振込手数料 (1) E B ベース*：自行本支店あて、大口（3万円以上） 他行あて、大口（3万円以上） * 通信回線、フロッピーディスク、磁気テープ等の電子媒体による依頼を対象としたサービス。 (2) 総合振込* * 予め指定した振込先に対する振込について、一括で依頼を受けるサービス。 (3) 給与振込</p> <p>2. 代金取立手数料 ・ 普通扱い：自行本支店あて 他行あて（同一手形交換所内）</p> <p>3. 郵便振替料金 (1) 通常払込み (2) 電信払込み (3) 通常現金払</p> <p>4. 仕向銀行からの銀行間手数料 ・ 振込手数料、大口（3万円以上）</p>
外国為替手数料	<p>外国為替サービスに対する手数料</p> <p>1. 海外送金手数料 ・ 電信送金手数料：自行支店あて、米国向け、ドル建て送金、円払い 他行あて、米国向け、ドル建て送金、円払い</p> <p>2. 輸出・輸入関係手数料 (1) 輸出信用状通知手数料 (2) 輸入信用状発行手数料、輸入信用状開設手数料</p>
預貸業務手数料	<p>預金業務、貸出業務に関連するサービスに対する手数料</p> <p>1. 口座振替手数料 (1) 一般向け（規定料金） (2) 電力料金 (3) ガス料金 (4) 水道料金</p> <p>2. ファームバンキング基本利用料金 (1) パソコンサービス（専用端末型） (2) パソコンサービス（ソフト提供型）</p>
証券委託手数料	<p>有価証券の委託売買サービスに対する手数料</p> <p>取引金額当たりの手数料率を調査しているため、これに一般物価水準の変動を反映させるインフレーターを乗じて金額ベースに変換したものを、調査価格として採用している。</p> <p>インフレーターは、消費者物価指数（全国、生鮮食品を除く総合、季節調整済）から消費税の影響を控除したものを使用。なお、公表時期の関係から、前月の指数を使用している。</p> <p>・ 株式の売買委託手数料 (1) 取引ロット：1億円 (2) 取引ロット：不特定</p>

類別：金融

小類別 品目	調査価格の内容
金融手数料	
証券引受手数料	<p>有価証券の引受または売出サービスに対する手数料 取引金額当たりの手数料率を調査しているため、これに一般物価水準の変動を反映させるインフレーターを乗じて金額ベースに変換したものを、調査価格として採用している。</p> <p>インフレーターは、消費者物価指数（全国、生鮮食品を除く総合、季節調整済）から消費税の影響を控除したものを使用。なお、公表時期の関係から、前月の指数を使用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公社債の引受手数料 <ul style="list-style-type: none"> (1)公募地方債：銘柄特定、年限10年 (2)政府保証債：銘柄特定、年限10年 (3)財投機関債：A A A 格、年限10年 A A A 格、年限5年 (4)電力債：年限10年 (5)一般事業債：A 格、年限10年 A 格、年限5年 (6)銀行債：年限5年 <p>上記以外の取引条件（発行方式など）についても、必要に応じて特定。</p>
証券募集取扱手数料	<p>有価証券の募集または売出の取扱いサービスに対する手数料 取引金額当たりの手数料率を調査しているため、これに一般物価水準の変動を反映させるインフレーターを乗じて金額ベースに変換したものを、調査価格として採用している。</p> <p>インフレーターは、消費者物価指数（全国、生鮮食品を除く総合、季節調整済）から消費税の影響を控除したものを使用。なお、公表時期の関係から、前月の指数を使用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益証券（投資信託）の販売手数料 <ul style="list-style-type: none"> (1)日本株型：銘柄特定、申込金1億口未満 (2)外国株型：銘柄特定、申込金1億口未満
証券事務委託手数料	<p>有価証券に関する事務委託サービスに対する手数料</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．証券代行事務*手数料 *株式会社の株式に関する事務を代行するサービス。 <ul style="list-style-type: none"> (1)基本手数料 (2)名義書換手数料 (3)実質株主管理料 (4)株券振替手数料：取引所及び店頭取引株券 取引所及び店頭取引以外の参加者間 (5)株券保管手数料 2．社債発行事務委託*手数料 *社債の発行・期中事務を代行するサービス。 社債の発行条件（年限、ロットなど）を一定として換算した価格の単純平均価格。 <ul style="list-style-type: none"> (1)F A 債* *財務代理人（Fiscal Agent）だけを置いて起債する社債管理会社不設置債。 (2)社債管理会社設置債

類別：金融

小類別 品目	調査価格の内容
金融手数料 代理業務手数料	金融機関が代理業務として資金の受け渡しを執り行うサービスに対する手数料 1．公社債元利金支払手数料 取引金額当たりの手数料率を調査しているため、これに一般物価水準の変動を反映させるインフレターを乗じて金額ベースに変換したものを、調査価格として採用している。 インフレターは、消費者物価指数（全国、生鮮食品を除く総合、季節調整済）から消費税の影響を控除したものを使用。なお、公表時期の関係から、前月の指数を使用している。 2．代理貸付*手数料 *政府関係金融機関の代理貸付に関するサービス。 手数料または取引金額当たりの手数料率を調査している。手数料率を調査している場合は、これに一般物価水準の変動を反映させるインフレターを乗じて金額ベースに変換したものを、調査価格として採用している。 インフレターは、消費者物価指数（全国、生鮮食品を除く総合、季節調整済）から消費税の影響を控除したものを使用。なお、公表時期の関係から、前月の指数を使用している。 (1)貸付代理店手数料 (2)管理回収手数料 3．公金取扱手数料 (1)公金窓口収納手数料 (2)公金振替料金 など
保護預り手数料	取引先の有価証券等を保管する保護預り・貸金庫業務に属するサービスに対する手数料 1．保護預り手数料 (1)公共債口座管理手数料 (2)債券保護預り手数料 2．貸金庫手数料 (1)貸金庫 (2)夜間金庫
保証業務手数料	債務の信用保証に関連する保証業務に属するサービスに対する手数料 取引金額当たりの手数料率を調査しているため、これに一般物価水準の変動を反映させるインフレターを乗じて金額ベースに変換したものを、調査価格として採用している。 インフレターは、消費者物価指数（全国、生鮮食品を除く総合、季節調整済）から消費税の影響を控除したものを使用。なお、公表時期の関係から、前月の指数を使用している。 1．信用保証協会の信用保証料 (1)一般無担保保証 (2)一般有担保保証 上記以外の取引条件（保証金額、過去の返済状況など）についても、必要に応じて特定。 2．クレジットカード会社の加盟店手数料

類別：保険

小類別 品目	調査価格の内容
損害保険	
火災保険	<p>火災保険の保険料</p> <p>対象物件価格当たりの保険料率を調査しているため、これに対象物件の価格動向を反映させるインフレーターを乗じて金額ベースに変換したものを、調査価格として採用している。</p> <p>インフレーターは、建築費指数と国内企業物価指数を合成したものを使用。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．事務所ビル等一般物件 <ol style="list-style-type: none"> (1)東京都、特級（鉄筋コンクリート造） (2)東京都、1級（鉄骨コンクリート造） 2．工場物件 <ol style="list-style-type: none"> (1)東京都、1級（鉄骨コンクリート造） (2)東京都、2級（鉄骨ストレート造） 3．倉庫物件 <ol style="list-style-type: none"> (1)特級（鉄筋コンクリート造） (2)1級（鉄骨コンクリート造） (3)東京都、2級（鉄骨ストレート造）
自動車保険（任意）	<p>自動車保険（任意）の保険料</p> <p>対人賠償、対物賠償、搭乗者傷害など各種補償内容を特定した保険料を調査。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．自家用普通乗用車 2．自家用小型乗用車 3．自家用普通貨物車（2トン以下） 4．自家用小型貨物車 5．自家用軽四輪貨物車 6．営業用普通貨物車（2トン超）
自動車保険（自賠償）	<p>自動車損害賠償責任保険（自賠償保険）の保険料</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．自家用乗用車 2．軽自動車 3．自家用普通貨物車 4．自家用小型貨物車 5．自家用軽四輪貨物車

類別：保険

小類別 品目	調査価格の内容
損害保険	
海上・運送保険	<p>船舶保険、貨物海上保険、運送保険の保険料</p> <p>保険料または対象物件価格当たりの保険料率を調査している。保険料率を調査している場合は、これに対象物件の価格動向を反映させるインフレーターを乗じて金額ベースに変換したものを、調査価格として採用している。</p> <p>インフレーターは、対象物件に対応するよう各種指標を合成したものを使用。詳細については、下記<【出典】/【内容】>内を参照。</p> <p>DCGPI：国内企業物価指数、IPI：輸入物価指数、ISDU：需要段階別・用途別指数、AIDEI：国内・輸出・輸入の平均指数</p> <p>1．船舶保険料<マリンネット/船価></p> <p>(1)外航貨物船：35000総トン、船齢6年 パナマックス、船齢：0～10年</p> <p>(2)内航貨物船：499総トン、船齢6年</p> <p>2．外航貨物海上保険料（輸入品が対象）</p> <p>(1)輸入品全般<IPI/総平均></p> <p>(2)繊維製品<IPI/衣類、繊維品></p> <p>(3)化学品<IPI/工業薬品></p> <p>(4)機械部品<IPI/電子部品、電子デバイス></p> <p>(5)光学器械<IPI/ビデオカメラ・デジタルカメラ、カメラ></p> <p>(6)一般雑貨<ISDU/国内需要財・輸入品・消費財></p> <p>3．内航貨物海上保険料</p> <p>・一般雑貨<ISDU/国内需要財・消費財、輸出品・消費財></p> <p>4．陸上運送保険料</p> <p>(1)一般貨物<DCGPI/総平均></p> <p>(2)電気製品<AIDEI/電気機器></p> <p>(3)一般雑貨<ISDU/国内需要財・消費財、輸出品・消費財></p>

類別：不動産賃貸

小類別 品目	調査価格の内容
<p>事務所賃貸</p> <p>事務所賃貸（東京圏）</p>	<p>首都圏整備法による既成市街地及び近郊整備地帯を含む市区町村のある都道府県に立地する事務所向け不動産賃貸物件の契約賃料 上記市区町村を含む都道府県は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県。 原則として、敷金・保証金及び共益金を除く。</p> <p>1．平均賃料 調査対象ビルを特定した賃貸スペースから生じた賃料収入（または各テナントの単位面積当たり賃料の合計）を、当該スペースの床面積（またはテナント数）で除すことにより算出した単位面積当たりの賃料。 $\text{平均賃料} = \frac{\text{特定した賃貸スペースからの月間賃料売上合計}}{\text{特定した賃貸スペースの実稼動床面積}}$ $\text{平均賃料} = \frac{\text{特定した賃貸スペースに入居する各テナントの単位面積当たり賃料の合計}}{\text{特定した賃貸スペースの入居テナント数}}$ <p>(1)東京都：大田区、江東区、品川区、渋谷区、新宿区、墨田区、台東区、中央区、千代田区、豊島区、練馬区、港区、目黒区、町田市 (2)神奈川県：川崎市、横浜市 (3)埼玉県：さいたま市 (4)千葉県：千葉市 (5)茨城県：水戸市</p> <p>2．継続賃料 特定したテナントの賃貸スペース（事務所）の契約賃料。 (1)東京都：渋谷区、中央区、港区 (2)神奈川県：川崎市 (3)茨城県：水戸市</p> </p>
<p>事務所賃貸（名古屋圏）</p>	<p>中部圏開発整備法による都市整備区域を含む市町村のある都道府県に立地する事務所向け不動産賃貸物件の契約賃料 上記市区町村を含む都道府県は、愛知県、三重県。 原則として、敷金・保証金及び共益金を除く。</p> <p>1．平均賃料 調査対象ビルの特定した賃貸スペースから生じた賃料収入を、当該スペースの床面積で除すことにより算出した単位面積当たりの賃料。 $\text{平均賃料} = \frac{\text{特定した賃貸スペースからの月間賃料売上合計}}{\text{特定した賃貸スペースの実稼動床面積}}$ <p>・愛知県：小牧市、瀬戸市、名古屋市</p> <p>2．継続賃料 特定したテナントの賃貸スペース（事務所）の契約賃料。 ・愛知県：名古屋市</p> </p>
<p>事務所賃貸（大阪圏）</p>	<p>近畿圏整備法による既成都市区域及び近郊整備区域を含む市町村のある都道府県に立地する事務所向け不動産賃貸物件の契約賃料 上記市区町村を含む都道府県は、大阪府、兵庫県、京都府、奈良県。 原則として、敷金・保証金及び共益金を除く。</p> <p>1．平均賃料 調査対象ビルを特定した賃貸スペースから生じた賃料収入（または各テナントの単位面積当たり賃料の合計）を、当該スペースの床面積（またはテナント数）で除すことにより算出した単位面積当たりの賃料。 $\text{平均賃料} = \frac{\text{特定した賃貸スペースからの月間賃料売上合計}}{\text{特定した賃貸スペースの実稼動床面積}}$ $\text{平均賃料} = \frac{\text{特定した賃貸スペースに入居する各テナントの単位面積当たり賃料の合計}}{\text{特定した賃貸スペースの入居テナント数}}$ <p>(1)大阪府：大阪市、豊中市、八尾市 (2)兵庫県：神戸市 (3)京都府：京都市</p> <p>2．継続賃料 特定したテナントの賃貸スペース（事務所）の契約賃料。 ・大阪府：池田市、大阪市</p> </p>

類別：不動産賃貸

小類別 品目	調査価格の内容
<p>事務所賃貸</p> <p>事務所賃貸（その他地域）</p>	<p>品目「事務所賃貸（東京圏）」「同（名古屋圏）」「同（大阪圏）」の対象範囲外の地域に立地する事務所向け不動産賃貸物件の契約賃料 原則として、敷金・保証金及び共益金を除く。</p> <p>1．平均賃料 調査対象ビルの特定した賃貸スペースから生じた賃料収入を、当該スペースの床面積で除すことにより算出した単位面積当たりの賃料。 平均賃料 = $\frac{\text{特定した賃貸スペースからの月間賃料売上合計}}{\text{特定した賃貸スペースの実稼動床面積}}$</p> <p>(1)北海道：札幌市 (2)岩手県：盛岡市 (3)秋田県：秋田市 (4)宮城県：仙台市 (5)石川県：金沢市 (6)福島県：郡山市 (7)群馬県：高崎市 (8)栃木県：宇都宮市 (9)静岡県：静岡市 (10)滋賀県：大津市 (11)岡山県：岡山市 (12)広島県：広島市 (13)愛媛県：松山市 (14)香川県：高松市 (15)福岡県：福岡市</p> <p>2．継続賃料 特定したテナントの賃貸スペース（事務所）の契約賃料。</p> <p>(1)北海道：札幌市 (2)新潟県：新潟市 (3)愛媛県：松山市</p>

類別：不動産賃貸

小類別 品目	調査価格の内容
その他の不動産賃貸	
店舗賃貸	<p>店舗（商業）用スペースの契約賃料 原則として、敷金・保証金及び共益金を除く。 売上の増減に応じて賃料が決定する売歩賃料（売上歩合制）、または売上の増減に関係なく決定する賃料を、調査価格として採用している。</p> <p>1．平均賃料 調査対象ビルの特定した賃貸スペースから生じた賃料収入を、当該スペースの床面積で除すことにより算出した単位面積当たりの賃料。 平均賃料 = $\frac{\text{特定した賃貸スペースからの月間賃料売上合計}}{\text{特定した賃貸スペースの実稼動床面積}}$</p> <p>(1)北海道：札幌市 (2)東京都：大田区、渋谷区、新宿区、中央区、港区 (3)埼玉県：越谷市、新座市 (4)千葉県：習志野市 (5)大阪府：大阪市、豊中市 (6)福岡県：北九州市、福岡市 (7)大分県：久留米市</p> <p>2．継続賃料 特定したテナントの賃貸スペース（店舗）の契約賃料。</p> <p>(1)北海道：札幌市 (2)宮城県：仙台市 (3)群馬県：前橋市 (4)東京都：板橋区、世田谷区、台東区、豊島区、港区、目黒区、昭島市 (5)神奈川県：横浜市 (6)埼玉県：春日部市、富士見市 (7)千葉県：柏市、流山市 (8)愛知県：名古屋市 (9)岐阜県：岐阜市 (10)大阪府：池田市、大阪市、東大阪市 (11)福岡県：春日市、北九州市</p>
ホテル賃貸	<p>ホテル向け不動産賃貸物件の契約賃料 売上の増減に応じて賃料が決定する売歩賃料（売上歩合制）、または売上の増減に関係なく決定する賃料を、調査価格として採用している。</p> <p>・継続賃料 特定したテナントの賃貸スペース（ホテル）の契約賃料。</p> <p>(1)北海道：札幌市 (2)宮城県：仙台市 (3)群馬県：前橋市 (4)栃木県：宇都宮市 (5)東京都：品川区、新宿区、港区 (6)愛知県：名古屋市 (7)大阪府：大阪市 (8)兵庫県：姫路市 (9)京都府：京都市 (10)福岡県：福岡市</p>

類別：不動産賃貸

小類別 品目	調査価格の内容
その他の不動産賃貸 駐車場賃貸	<p>オフィスビルに併設された企業向け駐車場における当該オフィスビル入居企業向け月極駐車場料金</p> <p>1．平均賃料 調査対象ビルの特定した賃貸スペースから生じた賃料収入を、当該スペースの床面積で除すことにより算出した単位面積当たりの賃料。 $\text{平均賃料} = \frac{\text{特定した賃貸スペースからの月間賃料売上合計}}{\text{特定した賃貸スペースの実稼動床面積}}$</p> <p>(1)北海道：札幌市 (2)東京都：渋谷区、新宿区、中央区 (3)愛知県：名古屋市</p> <p>2．継続賃料 特定した取引先の賃貸スペース（駐車場）の契約賃料。</p> <p>(1)北海道：札幌市 (2)東京都：品川区、渋谷区、新宿区、台東区、千代田区、中央区、港区、国分寺市 (3)神奈川県：横浜市 (4)埼玉県：さいたま市 (5)千葉県：千葉市 (6)愛知県：名古屋市 (7)大阪府：大阪市、豊中市 (8)福岡県：福岡市</p>

類別：旅客輸送

小類別 品目	調査価格の内容
鉄道旅客輸送	
新幹線	1．普通切符 新幹線の種類および輸送区間を特定。 運賃（乗車券）と料金（特急券、指定席券等）を合算したものを、調査価格として採用している。 ・普通車指定席用 2．割引切符 新幹線の種類および輸送区間を特定。 ・普通車用回数券
鉄道旅客輸送（除新幹線）	1．普通切符 輸送区間を特定。 特急列車では、運賃（乗車券）と料金（特急券、指定席券等）を合算したものを、調査価格として採用している。 (1)民間鉄道：特急列車用 普通列車用 (2)公営鉄道：普通列車用 2．割引切符 輸送区間を特定。 ・民間鉄道：特急列車用回数券
道路旅客輸送	
乗合バス	路線を定めて定期的に運行する乗合バス（路線バス、高速バス、空港連絡バス）の運賃 1．路線バス*運賃 *一般道を利用して都市内や都市と郊外を結ぶ乗合バス。 (1)民営バス：普通運賃、均一制 普通運賃、対キロ区間制 (2)公営バス：普通運賃、均一制 2．高速バス*運賃 *高速道路を利用して中距離以上の都市間を結ぶ乗合バス。 輸送区間を特定。 ・民営バス：普通運賃 往復割引運賃 3．空港連絡バス*運賃 *都市中心部から空港まで直行する乗合バス。 輸送区間を特定。 ・民営バス：普通運賃
貸切バス	乗用定員11人以上の貸切バスの1日1車または1km当たりの契約料金 平均価格を調査価格として採用する場合は、必要に応じて取引条件（バスの種類、輸送地域、取引相手先など）を特定。 (1)北海道圏 (2)関東圏 (3)中部圏 (4)近畿圏 (5)九州圏

類別：旅客輸送

小類別 品目	調査価格の内容
道路旅客輸送	
ハイヤー・タクシー	<p>1. ハイヤーの契約料金</p> <p>(1) 距離制契約料金：実車制（実車分のみ） 全走制（往復分）</p> <p>(2) 時間制契約料金</p> <p>(3) 月極（専属車）契約料金</p> <p>2. タクシー運賃または料金</p> <p>東京圏、名古屋圏、大阪圏の法人および個人タクシー。</p> <p>(1) 初乗り運賃</p> <p>(2) 加算運賃（距離制）</p> <p>(3) 割増運賃（深夜・早朝）</p> <p>(4) 割引運賃（遠距離） 輸送距離を特定。</p> <p>(5) 迎車回送料金</p>
航空旅客輸送	
国際航空旅客輸送	<p>国際線の航空旅客運賃 往復分を調査。</p> <p>航空保険特別料金を含む。航空保険特別料金とは、米国同時多発テロの影響による航空保険料の大幅な上昇や航空保安強化に関わる急激な費用増などに対応するため、2001年10月以降、航空会社ごとに設定している1航路当たりの追徴料金。</p> <p>1. 普通運賃</p> <p>(1) Cクラス往復割引運賃：東京 - ニューヨーク 東京 - ワシントンD. C. . 東京 - デトロイト 東京 - シカゴ 東京 - ロサンゼルス 東京 - 北京 東京 - 香港 東京 - ソウル 東京 - 台北 東京 - シンガポール 東京 - フランクフルト 東京 - ロンドン 東京 - パリ 東京 - シドニー</p> <p>(2) Y2クラス往復割引運賃：東京 - ニューヨーク 東京 - ワシントンD. C. . 東京 - デトロイト 東京 - シカゴ 東京 - ロサンゼルス 東京 - 北京 東京 - 香港 東京 - ソウル 東京 - 台北 東京 - シンガポール 東京 - フランクフルト 東京 - ロンドン 東京 - パリ 東京 - シドニー</p>

類別：旅客輸送

小類別 品目	調査価格の内容
航空旅客輸送	
国際航空旅客輸送（続き）	<p>2．特別運賃</p> <p>(1) I A T A ペックス運賃：東京 - ソウル 東京 - パリ</p> <p>(2) ゴーンペックス運賃：東京 - ニューヨーク 東京 - ワシントン D . C . 東京 - デトロイト 東京 - シカゴ 東京 - ロサンゼルス 東京 - 北京 東京 - 香港 東京 - ソウル 東京 - 台北 東京 - シンガポール 東京 - フランクフルト 東京 - ロンドン 東京 - パリ 東京 - シドニー</p> <p>(3) 前売り型 ゴーンペックス運賃：東京 - ニューヨーク 東京 - ワシントン D . C . 東京 - デトロイト 東京 - シカゴ 東京 - ロサンゼルス 東京 - 香港 東京 - ソウル 東京 - 台北 東京 - シンガポール 東京 - フランクフルト 東京 - ロンドン 東京 - シドニー</p>
国内航空旅客輸送	<p>国内線の航空旅客運賃</p> <p>代表的な運賃種類（普通運賃、往復割引運賃、回数券運賃、特定便割引運賃、事前購入運賃など）の片道分の加重平均価格。</p> <p>航空保険特別料金を含む。航空保険特別料金とは、米国同時多発テロの影響による航空保険料の大幅な上昇や航空保安強化に関わる急激な費用増などに対応するため、2001年11月以降、航空会社ごとに設定している1航路当たりの追徴料金。</p> <p>(1) 東京 - 札幌 (2) 東京 - 旭川 (3) 東京 - 小松 (4) 東京 - 大阪 (5) 東京 - 広島 (6) 東京 - 徳島 (7) 東京 - 福岡 (8) 名古屋 - 札幌 (9) 大阪 - 福岡</p>

類別：陸上貨物輸送

小類別 品目	調査価格の内容
鉄道貨物輸送	
鉄道貨物輸送	<p>1. コンテナ*運賃 *コンテナ車に複数の貨物を集積して輸送するサービス。</p> <p>(1)輸送区間、貨物内容固定 (2)列車固定</p> <p>2. 車扱*運賃 *専用車に積み、そのまま輸送するサービス。</p> <p>・輸送区間、貨物種類固定：石油 灯油 ガソリン セメント 石灰石</p>
道路貨物輸送	
積合せ貨物輸送	<p>積合せ貨物*運賃 *複数の荷主の貨物を一台の自動車に積み合せて（混載して）運送するサービス（特別積合せ貨物を含む、ただし宅配便、メール便を除く）。</p> <p>なお、特別積合せ貨物とは、不特定多数の顧客から集貨した貨物を事業場（ターミナル）に集めて方面別に仕分けを行い、これを積み合せて（混載して）他地域の事業場に定期便にて運送し、その事業場で貨物の配達に必要な仕分けを行うもの。</p> <p>(1)輸送区間、貨物内容固定：東京都 北海道、事務用品 東京都 北海道、衛生機器 東京都 北海道、医薬品 東京都 山形県、食料品 東京都 山形県、電気製品 東京都 岐阜県、書籍 東京都 岡山県、化学製品 埼玉県 東京都、日用品雑貨 北海道 北海道、食料品 北海道 北海道、化粧品 新潟県 広島県、飲食料品 石川県 大阪府、繊維製品 山形県 東京都、農作物 群馬県 北海道、自動車部品 栃木県 東京都、包装紙 愛知県 東京都、繊維製品 愛知県 東京都、化学製品 愛知県 東京都、フィルム 愛知県 北海道、ガス機器 岐阜県 東京都、衣料品 大阪府 岡山県、電気機器 大阪府 北海道、自動車部品 大阪府 東京都、印刷製品 大阪府 東京都、金属製品 大阪府 東京都、食料品 大阪府 宮崎県、飲料品 兵庫県 大阪府、衣料品 兵庫県 福岡県、電気機器 岡山県 東京都、フィルム 岡山県 佐賀県、食品容器 福岡県 東京都、食料品 大分県 東京都、靴製品 宮崎県 大阪府、自動車部品</p> <p>(2)輸送距離、貨物内容固定：東京都起点200km、電気精密機器 東京都起点200km、嗜好品 千葉県起点60km、パッケージ 新潟県起点380km、パッケージ 500km、雑貨 1000km、雑貨</p>

類別：陸上貨物輸送

小類別 品目	調査価格の内容
道路貨物輸送	
宅配便	<p>宅配便*運賃</p> <p>*特別積合せ貨物またはこれに準ずる貨物の運送であって、重量30kg以下の一口一個の貨物を特別な名称を付して行うサービス。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送区域、重量固定：東京都23区内 東京都 東北地区 東京都 静岡県 東京都 京都府 東京都 岡山県 東京都 福岡県 東京都 九州地区 千葉県 関西地区 関東地区 愛知県 東京都 愛知県 神奈川県 大阪府 岡山県 岡山県内 関西地区 四国地区 富山県 沖縄県以外の地域全般
メール便	<p>メール便*運賃</p> <p>*書籍、雑誌、商品目録など比較的軽量の荷物を荷送人から引受け、それらを荷受人の郵便受箱等に投函することにより運送行為を終了するサービス。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貨物内容、重量固定：旅行会社パンフレット類、300g 専門学校テキスト類、500g 紙製品、940g 雑誌、300gまで カタログ、250gまで カタログ、500gまで カタログ、650gまで カタログ、750gまで カタログ、1kgまで カタログ、400g カタログ、1.5kg

類別：陸上貨物輸送

小類別 品目	調査価格の内容
道路貨物輸送	
貸切貨物輸送	<p>貸切貨物*運賃 *一台の自動車に一荷主の貨物を積んで(車両貸切)運送するサービス(特殊貨物輸送を除く)。</p> <p>(1)輸送区域固定：東京都 神奈川県、埼玉県、千葉県 東京都 北海道地区、中国地区、四国地区 東京都 静岡県、山梨県 東京都 静岡県 東京都 愛知県 東京都 岐阜県 東京都 大阪府 東京都 大阪府、京都府ほか 東京都 福岡県 東京都区内 千葉県 埼玉県 北海道 神奈川県 北海道 宮城県 北海道 大阪府 岩手県 北海道 福島県 大阪府 愛知県 東京都 愛知県 神奈川県 愛知県 埼玉県 愛知県 北海道 愛知県 石川県 愛知県 福岡県 大阪府 福岡県 佐賀県 東京都 佐賀県 福岡県 鹿児島県 東京都</p> <p>(2)輸送区域、積載容量固定：千葉県 東京都、2 t 車 千葉県 東京都、4 t 車 滋賀県 兵庫県、4 t 車 大阪府 東京都、4 t 車 大阪府内、4 t 車 東京都 大阪府、10 t 車 東京都 岡山県、10 t 車 東京都 広島県、10 t 車 神奈川県 愛知県、10 t 車 神奈川県 大阪府、10 t 車 神奈川県 岡山県、10 t 車 埼玉県 愛知県、10 t 車 埼玉県 大阪府、10 t 車 千葉県 愛知県、10 t 車 富山県 東京都、10 t 車 愛知県 大阪府、10 t 車 大阪府 千葉県、10 t 車 滋賀県 宮城県、10 t 車 岡山県 東京都、10 t 車 岡山県 大阪府、10 t 車 広島県 東京都、10 t 車 佐賀県 大阪府、10 t 車 東京都 茨城県、12 t 車</p>

類別：陸上貨物輸送

小類別 品目	調査価格の内容
道路貨物輸送	
貸切貨物輸送（続き）	<p>(3)輸送距離、積載容量固定：調布起点100km、2.5 t 車 調布起点100km、3.5 t 車 世田谷起点100km、2.5 t 車 世田谷起点100km、3.5 t 車 東京起点200km、10 t 車 東京起点440km、10 t 車 東京起点500km、10 t 車 東京起点700km、4 t 車 東京起点1000km、10 t 車 川崎起点110km、4 t 車 川崎起点100km、3 t 車 関西地区起点500km、4 t 車 関西地区起点200km、10 t 車</p>
特殊貨物輸送	<p>特殊貨物*トラック運賃 *特殊な構造を有する車両を使用して運送するもの、および特殊貨物の運送サービス。 具体的には、「海上コンテナ」「郵便物」「航空貨物の陸上輸送」「鋼材」「タンク車」 「ダンプ車」など。</p> <p>(1)特殊車両、輸送区間固定：ダンプ10 t 車、東京都内 ダンプ、神奈川県 ダンプ、福岡県 神奈川県 ダンプ、熊本県 千葉県 タンク車、熊本県 千葉県 25 t トレーラー、神奈川県 大阪府</p> <p>(2)特殊車両、出発地固定：タンク車、東北地区発 タンク車、関東地区発 タンク車、中部地区発 タンク車、中国地区発</p> <p>(3)特殊貨物、輸送区間固定：海上コンテナ、東京 東京都 海上コンテナ、東京 埼玉県 海上コンテナ、東京 千葉県 海上コンテナ、東京 神奈川県 海上コンテナ、東京 埼玉県 海上コンテナ、東京 栃木県 海上コンテナ、横浜 東京都 海上コンテナ、横浜 東京都 海上コンテナ、名古屋 福井県 海上コンテナ、大阪 滋賀県 海上コンテナ、神戸 兵庫県 海上コンテナ、神戸 大阪府 海上コンテナ、神戸 兵庫県 海上コンテナ、神戸 山口県 航空貨物、東京都 成田 航空貨物、成田 東京都 鋼材、神奈川県 東京都 鋼材、神奈川県 千葉県</p> <p>など</p>

類別：海上貨物輸送

小類別 品目	調査価格の内容
外航貨物輸送 定期船	<p>輸入貨物にかかる外航定期船*運賃 *貿易の為に日本の港と外国の港の間を航行する船舶のうち、定期的に運行している航路の船舶。主にコンテナ船。</p> <p>1. アジア航路 (1)香港 日本：混載コンテナ (2)タイ 日本：混載コンテナ</p> <p>2. 米州航路 (1)北米 日本：干し草 冷凍コンテナ 混載コンテナ 肉類 自動車部品 (2)南米 日本：魚粉</p> <p>3. 欧州航路 (1)欧州 日本：モルト (2)ハンブルグ等 日本：モルト</p> <p>4. 豪州航路 ・オーストラリア 日本：ウール ペットフード</p>

類別：海上貨物輸送

小類別 品目	調査価格の内容
外航貨物輸送 不定期船	<p>輸入貨物にかかる外航不定期船*運賃 *貿易の為に日本の港と外国の港の間を航行する船舶のうち、不定期に運行している船舶。主にバラ積み船。</p> <p>1. 専用船契約*運賃 *船会社の保有船舶を長期間(10年程度)、特定の荷主に供する運送契約。</p> <p>(1)鉄鉱石：豪州 日本、ケープサイズ (2)チップ：米国 日本、ハンディマックス 北米 日本、ハンディマックス (3)石炭：豪州 日本、ケープサイズ 豪州 日本、パナマックス</p> <p>2. COA契約*運賃 *期間、貨物の種類、数量、積揚地を特定した運送契約。 COAとは、Contract of Affreightmentの意。</p> <p>(1)鉄鉱石：西豪州 日本、ケープサイズ ブラジル 日本、ケープサイズ インド 日本、パナマックス (2)石炭：豪州 日本、パナマックス インドネシア 日本、ハンディマックス 中国 日本、ハンディマックス (3)銅鉱石：チリ 日本、ハンディマックス (4)塩：豪州 日本、ハンディマックス (5)肥料：モロッコ 日本、ハンディマックス (6)穀物：米国 日本、ハンディマックス</p> <p>3. スポット契約*運賃 *1航海限りの短期契約。</p> <p>(1)鉄鉱石：西豪州 日本、ケープサイズ ブラジル 日本、ケープサイズ ブラジル 日本、パナマックス (2)石炭：豪州 日本、ケープサイズ 豪州 日本、パナマックス 豪州 日本、ハンディマックス 中国 日本、ハンディマックス 米国 日本、ケープサイズ (3)穀物：米国 日本、パナマックス 米国 日本、ハンディマックス 米国 日本、スモールハンディ (4)木材：米国 日本、ハンディマックス インドネシア 日本、スモールハンディ マレーシア 日本、スモールハンディ ボルネオ島 日本、スモールハンディ (5)銅鉱石：チリ 日本、ハンディマックス (6)ニッケル鉱石：ニューカレドニア 日本、ハンディマックス</p>

類別：海上貨物輸送

小類別 品目	調査価格の内容
外航貨物輸送 外航タンカー	<p>輸入貨物にかかる外航タンカー*運賃 *貿易の為に日本の港と外国の港の間を航行する船舶のうち、タンカー。</p> <p>1. 専用船契約*運賃 *船会社の保有船舶を長期間（10年程度）、特定の荷主の用に供する運送契約。</p> <p>(1)原油タンカー：ペルシャ湾 日本、V L C C * アラビア湾岸 日本、V L C C *20万重量トンから30万重量トンまでの大型原油輸送船。 V L C Cとは、Very Large Crude oil Carrierの意。</p> <p>(2) L N G：東南アジア 日本</p> <p>(3) L P G：ペルシャ湾 日本、V L G C * *液化ガス船。V L G Cとは、Very Large Gas Carrerの意。 中近東 日本</p> <p>(4)メタノール：2~4万トンクラス</p> <p>2. C O A 契約*運賃 *期間、貨物の種類、数量、積揚地を特定した運送契約。 C O Aとは、Contract of Affreightmentの意。</p> <p>(1)原油タンカー：ペルシャ湾 日本、V L C C</p> <p>(2) L N G：東南アジア 日本 中近東 日本</p> <p>(3)プロダクトタンカー*：中近東 日本 *石油製品（ナフサ、ガソリン等）を輸送するタンカー。</p> <p>3. スポット契約*運賃 *1航海限りの短期契約。</p> <p>(1)原油タンカー：ペルシャ湾 日本、V L C C</p> <p>(2)ナフサ：ペルシャ湾 日本、5.5万トンクラス シンガポール 日本、3万トンクラス</p>

類別：海上貨物輸送

小類別 品目	調査価格の内容
内航貨物輸送 貨物船	<p>内航において12人以下の旅客定員を有する船舶（RORO船*を含む）によって貨物（自動車やその積載貨物を含む）を運送する貨物船運賃</p> <p>* 船の船首または船尾に取り付けられたランプウェーから車両が自走して艙内に入りし、艙内で荷役する方式の船舶。</p> <p>1．鋼材（コイル） 航路を特定。</p> <p>(1) 広島県 千葉県 (2) 茨城県 阪神地区 (3) 京浜地区 阪神地区 (4) 大分県 京浜地区</p> <p>2．紙 航路を特定。</p> <p>(1) 北海道 東京都 (2) 北海道 大阪府 (3) 北海道 福井県</p> <p>3．石灰石 航路を特定。</p> <p>(1) 大分県 広島県 (2) 九州地区 京浜地区 (3) 福岡県 兵庫県 (4) 福岡県 静岡県</p> <p>4．その他 航路を特定。</p> <p>(1) 混載コンテナ：兵庫県 福岡県 (2) 石炭：広島県 愛媛県 (3) 古紙：東京都 北海道 (4) 銅製品：岡山県 中京地区 (5) 蛇紋岩：高知県 広島県 (6) 雑貨：東京都 北海道 (7) スラグ：岡山県 福岡県</p>

類別：海上貨物輸送

小類別 品目	調査価格の内容
内航貨物輸送	
自動車航送船	<p>内航において13人以上の旅客定員を有する船舶（RORO船*を含む）によって自動車並びに人及び自動車の積載貨物を合せて運送するサービスのうち、貨物輸送部分（自動車及びその積載貨物）の貨物船運賃</p> <p>* 船の船首または船尾に取り付けられたランプウェーから車両が自走して艙内に入りし、艙内で荷役する方式の船舶。</p> <p>・トラック1台当たり料金 航路を特定。</p> <p>(1)本州地区 北海道地区：家電製品 ガラス 照明器具 建材 など</p> <p>(2)北海道地区 本州地区：紙 原木製材 など</p> <p>(3)本州地区 九州地区：雑貨 など</p> <p>(4)九州地区 本州地区：資材 雑貨 食料品 生鮮食品 機械部品 タイヤ など</p>
内航タンカー	<p>貨物の内航輸送にかかるタンカー運賃</p> <p>(1)京浜地区 中京地区：2000kl積み、黒油・白油 3000kl積み、黒油・白油 5000kl積み</p> <p>(2)京浜地区 北海道：3000kl積み</p> <p>(3)山口県 富山県：2000kl積み</p> <p>(4)中京地区 愛媛県：1000kl積み、白油</p> <p>(5)阪神地区 宮城県：2000kl積み、白油</p> <p>(6)京浜地区 阪神地区：2000kl積み、白油</p> <p>(7)愛媛県内：1000kl積み、黒油</p> <p>(8)愛媛県 大分県：500kl積み、黒油</p> <p>(9)福島県（長崎県） 石川県：1000kl積み</p> <p>(10)阪神地区 和歌山県：5000kl積み</p> <p>(11)大分県 和歌山県：5000kl積み</p>

類別：海上貨物輸送

小類別 品目	調査価格の内容
<p>貨物用船料</p> <p>外航貨物用船料</p>	<p>外航貨物船舶の貸渡しまたは運行の委託を行う用船契約に対する料金 日本の船社が主に外国人を配乗させることを目的として、リベリア、パナマなどに子会社を設立して船舶を所有させ、その子会社から用船した船舶（便宜置籍船、準社船）の用船料を含む。</p> <p>1．長期用船料 1年以上の用船契約を結んでいるもの。</p> <p>(1) ケープサイズ：用船期間15年 " 12年 " 10年 " 5年</p> <p>(2) パナマックス：用船期間11年 " 10年</p> <p>(3) ハンディマックス：用船期間15年 " 11年 " 10年 " 9年 " 5年 " 3年 " 1年8ヶ月</p> <p>2．短期用船料 1年未満の用船契約を結んでいるもの。</p> <p>(1) 太平洋航路：25000 DWT クラス* 35000 DWT クラス 45000 DWT クラス 65000 DWT クラス 72000 DWT クラス 135000 DWT クラス 165000 DWT クラス</p> <p>(2) 大西洋 - 太平洋航路：25000 DWT クラス 35000 DWT クラス 45000 DWT クラス 65000 DWT クラス 72000 DWT クラス 135000 DWT クラス 165000 DWT クラス</p> <p>(3) 太平洋 - 大西洋航路：25000 DWT クラス 35000 DWT クラス 45000 DWT クラス 65000 DWT クラス 72000 DWT クラス 135000 DWT クラス 165000 DWT クラス</p> <p>* 貨物を積載しうる最大重量を示している。載可重量トン。 DWTとは、Dead Weight Tonnageの意。</p>

類別：海上貨物輸送

小類別 品目	調査価格の内容
港湾運送 港湾荷役	<p>船内、港湾における貨物の受け取り、引渡し、荷さばき場への搬入、搬出等に関する作業に対する料金</p> <p>1．コンテナターミナル運営料*</p> <p>* コンテナの船舶への積荷又は揚荷、船舶により運送されたコンテナのヤードへの搬入又は船舶により運送されるべきコンテナのヤードからの搬出及びコンテナのヤードでの荷さばき等を一貫して行う作業等に対する料金。</p> <p>(1)東京大井埠頭：20フィートコンテナ 40フィートコンテナ</p> <p>(2)東京品川埠頭：20フィートコンテナ</p> <p>(3)横浜本牧埠頭：20フィートコンテナ</p> <p>(4)京浜港：20フィートコンテナ</p> <p>(5)大阪港：20フィートコンテナ</p> <p>(6)神戸六甲アイランド埠頭：20フィートコンテナ 40フィートコンテナ</p> <p>(7)太刀浦埠頭：20フィートコンテナ</p> <p>2．船内荷役料*</p> <p>* 貨物の船舶への積荷、船舶からの揚荷作業に対する料金。</p> <p>(1)横浜港：鋼材</p> <p>(2)横浜大黒埠頭：木材 アルミ ロールペーパー パルプ</p> <p>(3)神戸六甲アイランド埠頭：一般雑貨</p> <p>3．沿岸荷役料*</p> <p>* 船舶もしくは、はしけにより運送された貨物の上屋・野積場への搬入又はその逆の搬出に対する積荷又は揚荷作業、ならびに上屋その他の荷さばき場における貨物の保管に対する料金。</p> <p>(1)東京有明埠頭：紙</p> <p>(2)横浜港：プラント関連資材</p> <p>(3)船橋港：化学品 など</p> <p>4．機械荷役料*、サイロ港湾荷役料</p> <p>* 専用埠頭（流通センターを含む）等に設置された大型荷役機械を使用して、船舶への積荷又は揚荷を一貫して行う作業等に対する料金。</p> <p>(1)君津港：塊鉱石</p> <p>(2)川崎港：石炭 雑穀</p>

類別：航空貨物輸送

小類別 品目	調査価格の内容
国際航空貨物輸送	
国際航空貨物輸送	<p>輸入貨物にかかる国際航空運賃 調査価格に燃油サーチャージを含めている場合もある。燃油サーチャージとは、燃油が一定の金額を上回った場合に、航空会社ごとに設定している追徴料金。</p> <p>(1) ニューヨーク 東京：一般貨物 (2) ロサンゼルス 東京：肉 (3) 香港 東京：一般貨物 (4) 台北 東京：一般貨物 ウナギ (5) 台北 大阪：マグロ (6) シンガポール 東京：一般貨物 (7) ロンドン 東京：C D・書籍 (8) アムステルダム 東京：一般貨物</p>
国内航空貨物輸送	
国内航空貨物輸送	<p>国内輸送貨物にかかる国内航空運賃</p> <p>(1) 東京 札幌：混載貨物 (2) 東京 大阪：混載貨物 (3) 東京 福岡：混載貨物 (4) 東京 沖縄：混載貨物 (5) 東京 八丈島：混載貨物 (6) 札幌 東京：生鮮魚介類 果実、野菜 (7) 福岡 東京：混載貨物 野菜 (8) 沖縄 東京：切花 (9) 八丈島 東京：花、園芸植物 (10) 大阪 札幌：果実</p>

類別：倉庫・運輸付帯サービス

小類別 品目	調査価格の内容
倉庫 普通倉庫	<p>普通倉庫*において取扱う貨物の保管料および荷役料</p> <p>*倉庫業法における以下の倉庫に該当。</p> <p>1類倉庫：冷蔵倉庫、危険品倉庫で保管する物品以外で、建屋で保管できる形状の物であればあらゆる貨物を保管。</p> <p>2類倉庫：防火、耐火性能が不要な貨物を保管。</p> <p>3類倉庫：防火、耐火性能、防湿性能などが不要な貨物を保管。</p> <p>4類倉庫：棚や塀で囲まれた野積場で、鉱物、材木、自動車などを保管。野積倉庫。</p> <p>6類倉庫：主として小麦、大麦、トウモロコシなどの穀物類を保管するサイロ、および糖蜜などの液状貨物を保管するタンク。</p> <p>7類倉庫：建屋、野積、貯蔵槽、冷蔵などの倉庫に危険品、高圧ガスなどを保管。危険品倉庫。</p> <p>1．保管料*</p> <p>*取扱い貨物の保管にかかる料金。 倉庫所在地および取扱い貨物を特定。</p> <p>(1)東京都：織物 金地金 輸入ゴルフ用品 紙 洋酒 巻取紙 輸入洋酒 輸入チョコレート 輸入精密機器 酒類 書類 文書 インスタントコーヒー</p> <p>(2)神奈川県：たばこ エアコン コーヒー豆 脱脂粉乳 アルミ地金</p> <p>(3)埼玉県：文書・書類 磁気テープ</p> <p>(4)千葉県：ビール缶・瓶 飲料品</p> <p>(5)愛知県：合成樹脂</p> <p>(6)兵庫県：輸入麦</p> <p>2．荷役料*</p> <p>*保管貨物の積上げ・積下ろしにかかる料金。 倉庫所在地および取扱い貨物を特定。</p> <p>(1)東京都：金地金 洋酒 化学品 酒類</p> <p>(2)神奈川県：たばこ エアコン コーヒー豆 アルミ地金 ゴム原料</p> <p>(3)埼玉県：アパレル製品</p> <p>(4)千葉県：ビール缶・瓶 飲料品</p> <p>(5)愛知県：合成樹脂</p> <p>(6)兵庫県：輸入麦</p>

類別：倉庫・運輸付帯サービス

小類別 品目	調査価格の内容
<p>倉庫</p> <p>冷蔵倉庫</p>	<p>冷蔵倉庫*において取扱う貨物の保管料および荷役料 *倉庫業法における8類倉庫に該当。 8類倉庫：食肉、水産物、冷蔵食品など10以下で保存することが適切な貨物を保管。</p> <p>1. 保管料* *取扱い貨物の保管にかかる料金。 倉庫所在地および取扱い貨物を特定。</p> <p>(1)東京都：海老 牛肉 豚肉 鶏肉 一般凍魚 輸入鮭鱒</p> <p>(2)千葉県：果汁 海老 一般凍魚</p> <p>(3)大阪府：輸入海老 国内牛肉 輸入豚肉 加工鶏肉</p> <p>2. 荷役料* *保管貨物の積上げ・積下ろしにかかる料金。 倉庫所在地および取扱い貨物を特定。</p> <p>(1)東京都：豚肉 輸入鮭鱒</p> <p>(2)千葉県：一般凍魚</p> <p>(3)兵庫県：果汁</p>
<p>こん包</p> <p>こん包</p>	<p>1. 輸出用こん包料金 規格が多様なサービスについては、代表性のある規格を設定したモデル料金を調査価格として採用している。</p> <p>(1)木箱：電子機器 電気機器 工作機械 機械 電源 C S E 部品箱 油圧器 圧延設備 ロボット モーターパーツ 破碎設備</p> <p>(2)枠組箱：船舶用バルブ 船舶用エンジン 電照用看板 自動車ボディ製作用プレスマシン</p> <p>(3)ダンボール箱：汎用エンジン 電気機器</p> <p>(4)ストレッチ包装：電気機器</p> <p>2. 国内用こん包料金</p> <p>(1)木箱：工業用ミシン 部品箱</p> <p>(2)ダンボール箱：汎用エンジン 電気機器</p>

類別：倉庫・運輸付帯サービス

小類別 品目	調査価格の内容
有料道路	
高速自動車国道	<p>高速自動車国道の車種別通行料 サービス価格は、「ターミナルチャージ（1台あたり）+課金（1kmあたり）×走行距離」により構成されているため、代表的な走行距離を設定したモデル料金を調査価格として採用している。</p> <p>(1)軽自動車等：35km走行に要する料金 (2)普通車：45km走行に要する料金 (3)中型車：45km走行に要する料金 (4)大型車：80km走行に要する料金 (5)特大車：65km走行に要する料金</p>
都市高速道路	<p>都市高速道路の車種別通行料 路線を特定。</p> <p>(1)普通車 (2)大型車</p>
一般有料道路	<p>一般有料道路の車種別通行料 路線および走行区間を特定。</p> <p>・大型車</p>

類別：通信

小類別 品目	調査価格の内容
郵便	
封書	<p>第一種郵便物料金 割引適用分についても、調査価格として採用している。</p> <p>1. 定形郵便物 重量区分を特定。</p> <p>2. 定形外郵便物 重量区分を特定。</p>
はがき	<p>第二種郵便物料金 割引適用分についても、調査価格として採用している。</p> <p>・通常はがき</p>
その他郵便	<p>第一種郵便物および第二種郵便物以外の郵便物料金</p> <p>1. 第三種郵便物 重量区分を特定。 割引適用分についても、調査価格として採用している。</p> <p>2. 特殊取扱通常郵便物 重量区分を特定。</p> <p>(1)書留：定形 (2)簡易書留：定形 (3)速達：定形 定形外</p> <p>3. 小包郵便物 重量区分および配布先区分を特定。 割引適用分についても、調査価格として採用している。</p> <p>(1)一般小包 (2)冊子小包：基本料金 特別料金</p>

固定電気通信

固定電話

固定電気通信における音声サービスの使用料金

価格設定が多様なサービスについては、複数のサービス全体を1調査価格として採用し、特定した複数サービスの平均改定率を調査価格に反映している。
 価格設定や割引方法が多様なサービスについては、複数のサービスの平均改定率と当該期の割引情報（実績割引率）を別々に入手し、これを合算したものを調査価格として採用（割引情報が当該月に入手出来ない場合は、前期の割引情報を用いて指数を作成・公表し、定期遡及訂正時に当該期の指数を訂正）。なお、2007年度以降については、割引情報の利用を取りやめることとした。

1. 国内電話サービス*

* 固定電話機を利用し音声を送送するサービスのうち、国内を通話先とするサービス。

(1)基本料金（回線使用料）：事務用
 など

(2)通話料金：事務用
 昼間、区内
 昼間、市内、マイライン加入
 昼間、区域外
 など

2. 国際電話サービス*

* 主として固定電話機を利用し音声を送送するサービスのうち、海外を通話先とするサービス。

・通話料金：昼間、米国向け
 昼間、イギリス向け
 など

3. ISDNサービス*

* 総合デジタル通信網（電話、ファクシミリ、データ、画像などサービスの情報をすべてデジタル化し、総合的にサービス提供できるようにしたネットワーク）を用い、音声を伝送するサービス。ISDNとは、Integrated Services Digital Networkの意。

(1)基本料金（回線使用料）：事務用
 など

(2)通話料金：事務用

4. IP電話サービス*

* インターネット網を中継伝送路に使用し、音声をIPパケットに変換するVoIP（voice over IP）技術によって音声を伝送するサービス。なお、IP（Internet Protocol）とは、インターネットを構成する通信機器が共通に使用する通信プロトコル。

(1)基本料金

(2)通話料金：法人向け
 昼間、国内一律料金

固定電気通信

専用線

固定電気通信における専用サービスの使用料金

価格設定が多様なサービスについては、複数のサービス全体を1調査価格として採用し、特定した複数サービスの平均改定率を調査価格に反映している。
 価格設定や割引方法が多様なサービスについては、複数のサービスの平均改定率と当該期の割引情報（実績割引率）を別々に入手し、これを合算したものを調査価格として採用（割引情報が当該月に入手出来ない場合は、前期の割引情報を用いて指数を作成・公表し、定期遡及訂正時に当該期の指数を訂正）。なお、2007年度以降については、割引情報の利用を取りやめることとした。

1. 一般専用（音声）サービス*

* 高速デジタル伝送サービスに比較し低速の専用サービス。

- ・ 回線使用料

2. 高速デジタル伝送サービス*

* デジタル化したデータを64k～6Mb/sの速度で伝送する専用サービス。

- ・ 回線使用料：64kb/s
1.5Mb/s
など

3. 超高速デジタル伝送サービス*

* デジタル化したデータを50Mb/s以上の速度で伝送する専用サービス。

- ・ 回線使用料：600Mb/s
など

4. ATM専用サービス*

* 伝送にATM方式を採用する専用サービス。なお、ATM（Asynchronous Transfer Mode、非同期転送モード）とは、セルと呼ぶ53バイトの固定長フォーマットでデータを転送する通信方式。

- ・ 回線使用料：0.5Mb/s
10Mb/s
など

5. 国際専用線サービス*

* 通話先が海外である専用サービス。

- ・ 回線使用料：64kb/s、香港向け
1.5Mb/s、米国向け

固定電気通信

固定データ伝送

固定電気通信におけるデータ伝送サービスの使用料金

価格設定や割引方法が多様なサービスについては、複数のサービスの平均改定率と当該期の割引情報（実績割引率）を別々に入手し、これを合算したものを調査価格として採用（割引情報が当該月に入手出来ない場合は、前期の割引情報を用いて指数を作成・公表し、定期遡及訂正時に当該期の指数を訂正）。

1. IP - VPNサービス*

*VPNサービスのうち、伝送プロトコルをIPに制限したサービス。なお、VPN（Virtual Private Network）とは、仮想閉域網または仮想私設網のこと。企業が通信事業者のネットワークを利用し、第三者がアクセスできない仮想的な閉域網を設定して、自社で構築したネットワークと同じように、特定のユーザー間で通信可能なサービス。また、IP（Internet Protocol）とは、インターネットを構成する通信機器が共通に使用する通信プロトコル。

(1) アクセス回線料

(2) VPN使用料：64kb/s
128kb/s
など

2. 広域イーサネットサービス*

*VPNサービスのうち、社内LANで一般的に使用されるイーサネット技術を応用したLAN間接続サービス。なお、LAN（Local Area Network）とは、ある限定された範囲に敷設されたコンピュータ通信のためのネットワーク。また、イーサネット（Ethernet）とは、CSMA/CD方式を使用するIEEE802.3標準のLAN。

・アクセス回線料：1.5Mb/s
10Mb/s

3. インターネット接続サービス

(1) 専用線接続サービス*

*アクセス回線に専用線を利用したインターネット接続サービス。

・インターネット接続料：10Mb/s、イーサネット回線利用
100Mb/s、イーサネット回線利用
など

(2) ADSL接続サービス*

*アクセス回線部分にADSL技術（既存の電話用銅線ケーブルを使う高速デジタル伝送技術）を使用したインターネット接続サービス。ADSLとは、Asymmetric digital Subscriber lineの意。

アクセス回線料：1.5Mb/s
24Mb/s

インターネット接続料

(3) FTTH接続サービス*

*光ファイバーケーブルにした加入者線でインターネットに接続するサービス。FTTHとは、Fiber to the Homeの意。

アクセス回線料

インターネット接続料

(4) CATV接続サービス*

*CATV事業者が放送用にユーザー宅まで引き込んだ同軸ケーブルでインターネットに接続するサービス。

・インターネット接続料

4. インターネット技術を使わないデータ伝送サービス

・総合オープン通信網サービス：高速デジタル型・エコノミークラス
など

移動電気通信	
携帯電話	<p>携帯電話における音声およびデータ伝送サービスの使用料金</p> <p>価格設定が多様なサービスについては、複数のサービス全体を1調査価格として採用し、特定した複数サービスの平均改定率を調査価格に反映している。</p> <p>価格設定や割引方法が多様なサービスについては、複数のサービスの平均改定率と当該期の割引情報（実績割引率）を別々に入手し、これを合算したものを調査価格として採用（割引情報が当該月に入手出来ない場合は、前期の割引情報を用いて指数を作成・公表し、定期遡及訂正時に当該期の指数を訂正）。</p> <p>基本料金を調査価格として採用している場合は、無料通話分の通話料金を控除した額を調査している。</p> <p>例えば、2,500円の基本料金に対して500円の無料通話分が含まれている場合は、2,000円（=2,500円 - 500円）として調査している。</p> <p>1．音声サービス (1)基本料金 (2)通話料金</p> <p>2．データ伝送サービス (1)基本料金 (2)通信料金</p>
P H S	<p>P H Sにおける音声およびデータ伝送サービスの使用料金</p> <p>基本料金を調査価格として採用している場合は、無料通話分の通話料金を控除した額を調査している。</p> <p>例えば、2,500円の基本料金に対して500円の無料通話分が含まれている場合は、2,000円（=2,500円 - 500円）として調査している。</p> <p>1．音声サービス (1)基本料金 (2)通話料金</p> <p>2．データ伝送サービス (1)基本料金 (2)通信料金</p>
アクセスチャージ	
アクセスチャージ	<p>通信事業者間の通信ネットワーク接続料金</p> <p>(1) 3分当たり料金 (2)月額料金</p>

類別：放送

小類別 品目	調査価格の内容
放送	
放送	1．有線放送の月額利用料 (1)アナログ放送：テレビ ラジオ (2)デジタル放送：テレビ ラジオ 2．衛星放送の月額利用料 ・アナログ放送

類別：広告

小類別 品目	調査価格の内容
四媒体広告	
新聞広告	<p>新聞広告掲載料</p> <p>取引形態が多様なサービスについては、必要に応じて取引条件（掲載面の種類、掲載面積＜段数、取引ボリューム＞、取引相手先など）を特定した広告収入を掲載面積で割った平均価格を採用している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．全国紙 <ol style="list-style-type: none"> (1)記事下 <ul style="list-style-type: none"> * 記事欄の下部に位置する広告スペース。 (2)題字下 <ul style="list-style-type: none"> * 1面の題字の下部に位置する広告スペース。 (3)記事中 <ul style="list-style-type: none"> * 記事欄の中に位置する広告スペース。 2．ブロック紙 <ul style="list-style-type: none"> ・記事下 3．地方紙 <ul style="list-style-type: none"> ・記事下
雑誌広告	<p>雑誌広告掲載料</p> <p>雑誌名を特定。価格設定が多様なサービスについては、必要に応じて取引条件（掲載面、取引相手先など）を特定した広告収入を掲載面積で割った平均価格を採用している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．一般週刊誌 <ol style="list-style-type: none"> (1)表4（裏表紙） (2)特殊面（表紙の裏ページ、裏表紙の裏ページ、裏表紙） (3)中面（特殊面以外）：4色刷り、1ページ 1色刷り、1ページ 2．総合月刊誌 <ol style="list-style-type: none"> (1)表4（裏表紙） (2)特殊面（表紙の裏ページ、裏表紙の裏ページ、裏表紙） (3)中面（特殊面以外）：4色刷り、1ページ 1色刷り、1ページ 3．女性誌 <ul style="list-style-type: none"> ・表4（裏表紙） 4．男性誌 <ul style="list-style-type: none"> ・中面（特殊面以外）：4色刷り、1ページ 5．少年・少女誌 <ul style="list-style-type: none"> ・中面（特殊面以外）：4色刷り、1ページ 6．専門誌 <ol style="list-style-type: none"> (1)表4（裏表紙） (2)表2（表紙の裏ページ） (3)中面（特殊面以外）：4色刷り、1ページ 1色刷り、1ページ

類別：広告

小類別 品目	調査価格の内容
四媒体広告	
テレビ広告	<p>テレビCM放送電波料</p> <p>1. スポットCM*</p> <p>*番組と番組の間に放映されるCM。</p> <p>・CM放映時間(秒)当たり平均単価</p> <p>2. タイムCM*</p> <p>*番組の中で放映されるCM。</p> <p>(1)CM放映時間(秒)当たり平均単価 放映時間帯をプライムタイム(1日のうちの特に視聴者の多い時間であることが多い19時~23時)に特定。</p> <p>(2)タイムランク別電波料：Aランク 特Bランク Bランク Cランク</p>
ラジオ広告	<p>ラジオCM放送電波料</p> <p>1. スポットCM*</p> <p>*番組と番組の間に放映されるCM。</p> <p>・電波料：20秒</p> <p>2. タイムCM*</p> <p>*番組の中で放映されるCM。</p> <p>(1)タイムランク別電波料：Aタイム、30分(週1回) Aタイム、10分(月曜~金曜) Bタイム、30分(週1回)</p> <p>(2)放送時間帯別電波料：60分(日曜) 30分(日曜、午前) 10分(月曜~金曜、午前) 10分(月曜~金曜、午後) 5分(月曜~金曜、午前)</p>
その他の広告	
屋外広告	<p>屋外広告掲出料 媒体、掲出地を特定。</p> <p>(1)ビル看板：東京都 神奈川県 宮城県 愛知県 大阪府 広島県 福岡県</p> <p>(2)大型映像画面：東京都</p>
交通広告	<p>交通広告掲出料 路線(鉄道)を特定。</p> <p>(1)中吊広告 (2)まど上広告 (3)駅貼りポスター 駅を特定。 (4)駅看板 駅を特定。</p>

類別：広告

小類別 品目	調査価格の内容
その他の広告	
折込広告	<p>新聞の折込広告料</p> <p>(1)東京都：B 3 版 B 4 版 B 5 版</p> <p>(2)神奈川県：B 3 版 B 4 版</p> <p>(3)埼玉県：B 3 版 B 4 版</p> <p>(4)千葉県：B 3 版 B 4 版</p> <p>(5)大阪府：B 3 版</p>
ダイレクトメール広告	<p>ダイレクトメール発送作業の料金</p> <p>(1)宛名ラベリング作業料金</p> <p>(2)封入、こん包作業料金：手封入 機械封入</p> <p>(3)郵便仕分料金</p> <p>(4)発送作業料金</p> <p>(5)一貫作業（ラベリング～発送）料金</p>
インターネット広告	<p>インターネットを利用した広告料</p> <p>1．インターネット広告*の広告料 *媒体としてWebサイトを利用する広告。モバイル広告を除く。</p> <p>(1)バナー広告* * 広告媒体となるWebサイトのページにおいて、旗（Banner：バナー）型の形状で画像ファイル（GIFファイル や、FLASHファイル など）を掲載する広告。</p> <p>(2)テキスト広告* * Webページの中に、テキスト（文字）による広告文を掲載する広告。</p> <p>(3)検索連動型広告* * 上記(1)(2)のうち検索結果に応じて、掲載広告を変えるもの。</p> <p>2．メール広告*の広告料 * 媒体としてメールを利用する広告。モバイル広告を除く。</p> <p>3．モバイル広告*の広告料 * 媒体として携帯電話よりアクセスするWebサイトなどを利用する広告。</p>

類別：情報サービス

小類別 品目	調査価格の内容
ソフトウェア開発	
受託開発ソフトウェア	<p>顧客の委託により、電子計算機のプログラムの作成及びその作成に関して、調査、分析、助言などを行うサービスにかかる料金 契約ごとの個別性が強い為、サービス価格ではなく、人月単価を調査価格として採用している。</p> <p>1．長期契約型の人月単価 (1)銀行向けシステムエンジニア契約単価 (2)大手ベンダー向けシステムエンジニア契約単価：職種ランク別 (3)大手ユーザー向けシステムエンジニア契約単価 など</p> <p>2．平均人月単価 必要に応じて取引条件を特定したシステム開発案件の売上げを、開発に投入された人月で割った平均価格。取引条件は以下のとおり特定している。</p> <p>(1)パッケージソフト固定（システム開発に使用するパッケージソフトを特定） 会計ERPパッケージ*を利用したシステム開発 *受注管理から生産・出荷管理および会計・人事管理などの企業における基幹業務全般を透過的に支援する統合情報システム。ERPとは、Enterprise Resource Planningの意。 データ統合パッケージを利用したシステム開発 など</p> <p>(2)業務分野固定（システム開発の対象となる業務分野を特定） 給与計算ソフトウェア開発 会計ソフトウェア開発</p> <p>(3)業種固定（取引相手先の業種を特定） 製造業向けシステム開発 金融業向けシステム開発 流通・サービス業向けシステム開発 通信業向けシステム開発 学校向けシステム開発 公共向けシステム開発</p> <p>(4)取引先固定</p> <p>(5)SEランク固定（システムエンジニアのランクを特定）</p> <p>(6)開発工程固定 プログラミング プログラミング以外</p>
パッケージソフトウェア	<p>電子計算機などのパッケージプログラムの作成及びその作成に関して、調査、分析、助言などを行うサービスにかかる料金</p> <p>・パッケージソフトウェアの価格 (1)会計パッケージソフト (2)財務パッケージソフト (3)販売管理パッケージソフト (4)給与計算パッケージソフト (5)顧客情報管理パッケージソフト (6)運用管理パッケージソフト (7)設計用パッケージソフト</p>

類別：情報サービス

小類別 品目	調査価格の内容
情報処理・提供サービス	
情報処理サービス	<p>電子計算機などを用いた計算を受託するサービスにかかる料金 サービス価格を人月単価で設定している場合は、人月単価を調査価格として採用している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．データ入力にかかる料金 2．計算代行にかかる料金 <ol style="list-style-type: none"> (1)顧客情報処理* *電話受付を行いデータを入力するサービス。 (2)給与計算 (3)帳票処理 (4)売上げデータの処理代行 (5)自治体向けデータ処理* *自治体の水道料金や住民台帳に関するデータの処理を代行するサービス。 (6)ASPサービス* *サービス提供者の電子計算機とソフトウェアを利用する権利を顧客に付与するサービス。顧客はインターネット回線を通じてデータをサービス提供者の電子計算機に送信し、ソフトウェアを操作して自らのデータを処理する。ASPとは、Application Service Providerの意。 <p>など</p>
システム等管理運営受託	<p>顧客の所有するシステムの運用・管理を代行するサービスにかかる料金 サービス価格を人月単価で設定している場合は、人月単価を調査価格として採用している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．ハウジングサービス*の料金 *顧客所有のシステムやコンピュータ設備を自社の施設内に預かり、監視や障害対策を行うサービス。 2．ヘルプデスクサービス*の料金 *ハードウェアやソフトウェアの操作方法やシステム運用上のトラブルに関するユーザーからの質問・問い合わせに電話や電子メールなどで対応するサービス。 3．運用管理代行サービス*の料金 *顧客のシステム、ネットワーク設備の運用を代行するサービス。 4．稼働監視サービス*の料金 *ネットワークなどを利用して、顧客のシステムが正常に稼働しているかを遠隔監視し、障害を検出した場合には電話や電子メールを用いた障害通知、障害復旧作業などを行うサービス。 5．フルアウトソーシング*料金 *ユーザーのシステム部門全体の運用を引き受けるサービス。
情報提供サービス	<p>電子計算機などにおいて各種データを収集、加工、蓄積し要求に応じて情報として提供するサービスにかかる料金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データベース使用料 <ol style="list-style-type: none"> (1)金融関連情報 (2)市況情報 (3)企業情報 (4)人事情報 (5)新聞、雑誌記事検索 (6)POSデータ

類別：情報サービス

小類別 品目	調査価格の内容
情報処理・提供サービス 市場調査	<p>市民、消費者、企業に接触し得られた個人情報を取りまとめ、統計的に処理し、拡大可能な推計、あるいは一般化され得る理論として提供するサービスにかかる料金 サービス価格を人月単価で設定している場合は、人月単価を調査価格として採用している。</p> <p>1．パネル調査*料金 *同一内容の調査を定期的を実施するサービス。 ・インターネット調査</p> <p>2．アドホック調査*料金 *一回ごとに内容が異なる調査を実施するサービス。 調査対象者、調査対象サンプル数を特定。 (1)面接調査 (2)郵送調査 など</p> <p>3．調査研究員の人月単価 調査研究員のランクを特定。</p>

類別：リース・レンタル

小類別 品目	調査価格の内容
リース	
産業機械リース	<p>産業機械のリース料金</p> <p>リース対象物件およびリース期間を特定したうえで、新規契約分のリース料率を調査している。</p> <p>リース料率に対象物件の価格動向を反映させるインフレーターを乗じて、金額ベースに変換したものを、調査価格として採用している。</p> <p>インフレーターは、対象物件に対応する国内企業物価指数を使用。具体的な指数内容については、下記< >内を参照。</p> <p>(1)オフセット印刷機、300万円、期間5年<印刷・製版機械> (2) " "、80万円、期間6年<印刷・製版機械> (3) " "、期間7年<印刷・製版機械> (4)印刷機械、950万円、期間6年<印刷・製版機械> (5)印刷機械、期間6年<印刷・製版機械> (6) " "、1000万円、期間7年<印刷・製版機械> (7)産業ロボット、期間3年<産業用ロボット> (8)射出成形機、期間5年<プラスチック加工機械> (9)食品加工機械、50～500万円、期間6年<食料品加工機械> (10)繊維機械、40～500万円、期間5年<その他産業用機械> (11)荷造機械、50～2000万円、期間5年<包装・荷造機械></p>
工作機械リース	<p>工作機械のリース料金</p> <p>リース対象物件およびリース期間を特定したうえで、新規契約分のリース料率を調査している。</p> <p>リース料率に対象物件の価格動向を反映させるインフレーターを乗じて、金額ベースに変換したものを、調査価格として採用している。</p> <p>インフレーターは、対象物件に対応する国内企業物価指数を使用。具体的な指数内容については、下記< >内を参照。</p> <p>(1)旋盤、330万円、期間6年<旋盤> (2)旋盤、500万円、期間6年<旋盤> (3)マシニングセンター、期間7年<マシニングセンタ> (4)マシニングセンター、1000万円、期間7年<マシニングセンタ> (5)NCフライス盤、3000万円、期間6年<金属工作機械> (6)プレスブレーキ、期間7年<プレス機械> (7)工作機械、期間6年<金属工作機械> (8) " "、期間7年<金属工作機械></p>
医療用機器リース	<p>医療用機器のリース料金</p> <p>リース対象物件およびリース期間を特定したうえで、新規契約分のリース料率を調査している。</p> <p>リース料率に対象物件の価格動向を反映させるインフレーターを乗じて、金額ベースに変換したものを、調査価格として採用している。</p> <p>インフレーターは、対象物件に対応する国内企業物価指数を使用。具体的な指数内容については、下記< >内を参照。</p> <p>(1)超音波診断装置、300万円、期間4年<医療用電子応用装置> (2) " "、500万円、期間5年<医療用電子応用装置> (3) " "、期間5年<医療用電子応用装置> (4)診断用X線テレビ装置、期間5年<X線装置> (5)レントゲン、期間5年<X線装置> (6)X線CTスキャナ装置、2150万円、期間5年<X線装置></p>

類別：リース・レンタル

小類別 品目	調査価格の内容
リース	
商業・サービス業用機械 設備リース	<p>商業・サービス業用機械設備のリース料金 リース対象物件およびリース期間を特定したうえで、新規契約分のリース料率を調査している。 リース料率に対象物件の価格動向を反映させるインフレーターを乗じて、金額ベースに変換したものを、調査価格として採用している。 インフレーターは、対象物件に対応する国内企業物価指数を使用。具体的な指数内容については、下記＜ ＞内を参照。</p> <p>(1)冷凍・冷蔵ショーケース、期間4年＜冷凍・冷蔵用ショーケース＞ (2) " "、100万円、期間5年＜冷凍・冷蔵用ショーケース＞ (3) " "、期間6年＜冷凍・冷蔵用ショーケース＞ (4)自動販売機、期間5年＜自動販売機＞ (5) " "、30～300万円、期間5年＜自動販売機＞ (6)洗車機、500万円、期間5年＜自動車整備・サービス機器＞ (7) " "、期間5年＜自動車整備・サービス機器＞ (8)ショーケース、30～200万円、期間5年＜事務所用・店舗用装備品＞ (9)業務用調理機器、期間6年＜ガスこんろ＞ (10)冷凍機応用製品（エアコン）、50～350万円、期間5年＜業務用エアコン、ルームエアコン＞</p>
通信機器リース	<p>通信機器のリース料金 リース対象物件およびリース期間を特定したうえで、新規契約分のリース料率を調査している。 リース料率に対象物件の価格動向を反映させるインフレーターを乗じて、金額ベースに変換したものを、調査価格として採用している。 インフレーターは、対象物件に対応する国内企業物価指数を使用。具体的な指数内容については、下記＜ ＞内を参照。</p> <p>(1)電話機、期間4年＜電話機＞ (2) " "、期間5年＜電話機＞ (3) " "、100万円、期間6年＜電話機＞ (4)ファクシミリ、100万円、期間3年＜ファクシミリ＞ (5) " "、50万円、期間5年＜ファクシミリ＞ (6) " "、期間5年＜ファクシミリ＞</p>
土木・建設機械リース	<p>土木・建設機械のリース料金 リース対象物件およびリース期間を特定したうえで、新規契約分のリース料率を調査している。 リース料率に対象物件の価格動向を反映させるインフレーターを乗じて、金額ベースに変換したものを、調査価格として採用している。 インフレーターは、対象物件に対応する国内企業物価指数を使用。具体的な指数内容については、下記＜ ＞内を参照。</p> <p>(1)掘削機械、500万円、期間5年＜掘削機＞ (2)掘削機械、2800万円、期間5年＜掘削機＞ (3)油圧ショベル、1500万円、期間5年＜掘削機＞ (4)建設機械、期間4年＜建設機械＞</p>

類別：リース・レンタル

小類別 品目	調査価格の内容
リース	
電子計算機・同関連機器 リース	<p>電子計算機・同関連機器のリース料金</p> <p>リース対象物件およびリース期間を特定したうえで、新規契約分のリース料率を調査している。</p> <p>リース料率に対象物件の価格動向を反映させるインフレーターを乗じて、金額ベースに変換したものを、調査価格として採用している。</p> <p>インフレーターは、対象物件に対応する国内企業物価指数を使用。具体的な指数内容については、下記< >内を参照。</p> <p>(1) パーソナルコンピュータ、25万円、期間3年< パーソナルコンピュータ > (2) " "、期間4年< パーソナルコンピュータ > (3) " "、20万円、期間5年< パーソナルコンピュータ > (4) " "、30万円、期間5年< パーソナルコンピュータ > (5) " "、期間5年< パーソナルコンピュータ > (6) オフィスコンピュータ、1000万円、期間5年< 電子計算機・同付属装置 > (7) " "、期間5年< 電子計算機・同付属装置 > (8) レセプトコンピュータ*、期間6年< 電子計算機・同付属装置 > *レセプト(診療報酬明細書)処理用コンピュータ。 (9) 電算機、20~500万円、期間5年< 汎用コンピュータ・サーバ、パーソナルコンピュータ > (10) 電算機周辺装置、20~500万円、期間5年< 磁気ディスク装置、印刷装置 > (11) サーバ、100万円、期間4年< 汎用コンピュータ・サーバ > (12) " "、1000万円以上、期間5年< 汎用コンピュータ・サーバ > (13) " "、100万円、期間5年< 汎用コンピュータ・サーバ > (14) " "、期間5年< 汎用コンピュータ・サーバ > (15) プリンター、期間5年< 印刷装置 ></p>
事務用機器リース	<p>事務用機器のリース料金</p> <p>リース対象物件およびリース期間を特定したうえで、新規契約分のリース料率を調査している。</p> <p>リース料率に対象物件の価格動向を反映させるインフレーターを乗じて、金額ベースに変換したものを、調査価格として採用している。</p> <p>インフレーターは、対象物件に対応する国内企業物価指数を使用。具体的な指数内容については、下記< >内を参照。</p> <p>(1) 複写機、期間4年< 複写機 > (2) 複写機、50万円、期間4年< 複写機 > (3) 複写機、50万円、期間5年< 複写機 > (4) 複写機、100万円、期間5年< 複写機 > (5) 複写機、50~200万円、期間5年< 複写機 > (6) 複写機、期間5年< 複写機 > (7) 複合機(ファクシミリ、複写機、プリンター兼用)、期間4年< 複写機 ></p>
輸送用機器リース	<p>輸送用機器のリース料金</p> <p>リース対象物件およびリース期間を特定したうえで、新規契約分のメンテナンスリース料金を調査している。メンテナンスリースとは、リース会社がリース対象物件のメンテナンス(保守・管理・修繕)を行うリース。</p> <p>(1) 普通乗用車、期間3年 (2) " "、期間5年 (3) 小型乗用車、期間3年 (4) " "、期間5年 (5) 軽乗用車、期間5年 (6) トラック、期間5年 (7) 小型貨物車、期間3年 (8) " "、期間5年</p>

類別：リース・レンタル

小類別 品目	調査価格の内容
レンタル	
土木・建設機械レンタル	<p>土木・建設機械のレンタル料金</p> <p>(1)軽仮設材：パイプ 建柱</p> <p>(2)重仮設材：H形鋼 "（新規契約分） 山留材 "（新規契約分） 覆工板 "（新規契約分） 鋼矢板 "（新規契約分） 鋼製布板</p> <p>(3)建設機械：作業車 油圧ショベル ミニショベル 高所作業車 バックホー 小型コンボ ホイールローダ</p>
電子計算機レンタル	<p>電子計算機のレンタル料金</p> <p>レンタル料またはレンタル料率を調査している。レンタル料率を調査している場合は、これに対象物件の価格動向を反映させるインフレターを乗じて、金額ベースに変換したものを、調査価格として採用している。</p> <p>インフレターは、対象物件に対応する国内企業物価指数を使用。具体的な指数内容については、下記< >内を参照。</p> <p>(1)ノート型パーソナルコンピュータ (2)モバイル系パーソナルコンピュータ (3)汎用コンピュータ<汎用コンピュータ・サーバ> (4)サーバ<汎用コンピュータ・サーバ></p>
レンタカー	<p>レンタカーのレンタル料金</p> <p>(1)普通乗用車 (2) "（新規契約分） (3)小型乗用車 (4) "（新規契約分） (5)トラック (6) "（新規契約分） (7)小型貨物車 (8) "（新規契約分）</p>

類別：下水道・産業廃棄物処理

小類別 品目	調査価格の内容
下水道	<p>公共下水道事業サービスのうち、汚水の処理料金 代表的な汚水の種類と排出量を設定したモデル料金を調査価格として採用している。</p> <p>1．一般汚水</p> <p>2．業務汚水</p>

類別：下水道・産業廃棄物処理

小類別 品目	調査価格の内容
産業廃棄物処理	<p>産業廃棄物の収集・運搬および処理サービスに対する手数料 いわゆる産業廃棄物税制度が導入されている中間処理地または最終処分地（地方公共団体）を調査価格の内容として特定しており、かつ調査先が課税対象（納税義務者）となっている場合は、産業廃棄物税を含む価格を調査している。産業廃棄物税とは、産業廃棄物の排出量に応じて地方公共団体が課税する法定外目的税（税目名は地方公共団体によって区々）。</p> <p>1．収集・運搬[*]料金 [*]産業廃棄物を収集し、次の処理過程（中間処理または最終処分）まで運搬するサービス。</p> <p>(1)建設汚泥 (2)汚泥（除、建設汚泥） (3)廃酸 (4)廃アルカリ (5)廃プラスチック</p> <p>2．中間処理[*]料金 [*]焼却、破砕、中和などの処理を施し、産業廃棄物を減量化あるいは無害化するサービス。</p> <p>(1)建設汚泥 (2)がれき類 (3)アスファルト・コンクリートがら (4)木くず (5)汚泥（除、建設汚泥） (6)廃酸 (7)廃アルカリ (8)廃油 (9)廃プラスチック (10)混合廃棄物 (11)ばい塵 (12)廃塗料</p> <p>3．最終処分[*]料金 [*]産業廃棄物を最終的に埋立処分するサービス。</p> <p>(1)汚泥（除、建設汚泥） (2)廃プラスチック</p> <p>4．収集・運搬、中間処理、最終処分の一貫料金</p> <p>(1)建設混合廃棄物 (2)廃酸 (3)廃アルカリ (4)廃プラスチック</p> <p>5．収集・運搬、中間処理の合算料金</p> <p>(1)建設混合廃棄物 (2)建設汚泥 (3)アスファルト・コンクリート塊 (4)木くず (5)汚泥（除、建設汚泥） (6)廃酸 (7)廃アルカリ (8)廃油 (9)廃プラスチック (10)不燃性混合廃棄物 (11)可燃性混合廃棄物 (12)ばいじん (13)廃蛍光管</p> <p>6．中間処理、最終処分の合算料金</p> <p>(1)汚泥（除、建設汚泥） (2)廃プラスチック (3)動植物性残渣 (4)ガラスくず、陶磁器くず</p>

類別：自動車・機械修理

小類別 品目	調査価格の内容
自動車修理	
自動車修理	<p>車検整備および定期点検整備の料金</p> <p>1. 車検整備*料金 *道路運送車両法第58条に基づき、運行の用に供するために自動車を受けなければならない検査ならびに整備。</p> <p>(1)普通乗用車 (2)小型乗用車 (3)軽乗用車 (4)大型トラック (5)中型トラック (6)小型トラック (7)軽貨物車</p> <p>2. 定期点検整備*料金 *道路運送車両法第48条に基づき、自動車の種別・用途別に車検の時期や内容につき定められた点検・整備。</p> <p>(1)普通乗用車：12ヵ月 (2)小型乗用車：12ヵ月 (3)軽乗用車：12ヵ月 (4)中型トラック：6ヵ月 (5)大型トラック：1ヵ月 3ヵ月 (6)軽貨物車：12ヵ月</p>
機械修理	
機械修理	<p>工場・設備等の点検・整備作業にかかる料金</p> <p>1. プラントメンテナンス料金 サービス価格を人月単価で設定している場合は、人月単価を調査価格として採用している。</p> <p>(1)配管工 (2)製缶工 (3)仕上工 (4)溶接工 (5)薫工 (6)計装工 (7)監督 (8)電気点検</p> <p>2. 電気機械の修理料金 (1)パーソナルコンピュータ保守 (2)サーバ保守</p> <p>3. その他の修理料金 (1)ガスタービン発電設備のメンテナンス (2)無停電電源装置定期保守点検 (3)ガス分析計保守点検</p>

類別：専門サービス

小類別 品目	調査価格の内容
法務・会計サービス	
弁護士サービス	<p>弁護士法に基づく弁護士による、訴訟事件、非訟事件および審査請求、異議の申立て、再審査請求などの法律事務にかかる弁護士料</p> <p>サービス価格を人月単価で設定している場合は、人月単価を調査価格として採用している。</p> <p>1．顧問料 取引相手先を特定。</p> <p>2．時間当たり報酬 ・経験年数別の弁護士料：1年 3年未満 3年 5年未満 5年～8年未満 7年 8年～10年未満 10年以上</p> <p>3．法律相談料 (1)経験年数別の弁護士料：1年 15年 20年 30年 (2)法律相談センター</p>
弁理士サービス	<p>弁理士法に基づく弁理士による、特許、実用新案、意匠または商標に関する登録申請、異議の申立てなどの代理および鑑定などの業務にかかる弁理士料</p> <p>・通常出願手数料 (1)特許 (2)実用新案 (3)意匠 (4)商標</p>
司法書士サービス	<p>司法書士法に基づく司法書士による、司法官署に提出する書類の作成、登記または供託に関する手続の代理にかかる司法書士料</p> <p>1．不動産登記申請等の手続きの代理手数料 (1)所有権保存登記 (2)所有権移転登記 (3)担保権の設定または債権額の増加</p> <p>2．商業登記申請等の手続きの代理手数料 (1)会社設立登記 (2)役員変更登記</p> <p>3．その他の書類の作成手数料 ・文案を要するもの</p>
公認会計士サービス	<p>公認会計士法に基づく公認会計士による、財務処理の監査、証明、調整または財務に関する調査、立案、相談などの業務にかかる報酬</p> <p>・監査報酬* * 商法で定められた法定監査および証明業務に対する報酬。 取引相手先を特定。</p>
税理士サービス	<p>税理士法に基づく税理士による、税務代理、税務書類の作成および税務相談などの業務にかかる報酬</p> <p>・顧問報酬* * 記帳から税務書類作成までの税務および会計の基本業務に対する報酬。 取引相手先を特定。</p>

類別：専門サービス

小類別 品目	調査価格の内容
土木建築サービス	
設計監理	<p>建築士法に基づく一級建築士または国土交通省の登録を受けた建設コンサルタント業者による、建築設計および工事監理等にかかる報酬</p> <p>契約ごとの個別性が強い為、サービス価格ではなく、サービス価格算定の基準となる技術者の標準的な人月単価を調査価格として採用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築設計技術者の人月単価 <ul style="list-style-type: none"> (1) 一級建築士 経験年数を特定。 (2) 二級建築士 経験年数を特定。 (3) 標準人件費 給与年齢を特定。
測量	<p>国土交通省の登録を受けた測量業者による測量にかかる料金。</p> <p>取引内容が多様なサービスについては、代表性のある取引内容を設定したモデル料金を調査価格として採用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 地上測量料金 <ul style="list-style-type: none"> (1) 基準点測量 (2) 地形測量 (3) 地積測量 (4) 地区界点測量 (5) 路線測量 (6) 水準測量 2. 航空測量料金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現況平面図作成：市街地縮尺 1/500 <li style="padding-left: 20px;">" 1/1000 <li style="padding-left: 20px;">" 1/2500
地質調査	<p>国土交通省の登録を受けた地質調査業者による地質調査にかかる料金</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 土質ボーリング (2) 標準貫入試験 (3) 土粒子の密度試験 (4) 一軸圧縮試験 (5) 含水比試験

類別：専門サービス

小類別 品目	調査価格の内容
その他の専門サービス	
社会保険労務士サービス	<p>社会保険労務士法に基づく社会保険労務士による、労働および社会保険の諸法令に関する相談・指導、関係書類（申請書、届出書、報告書等）の作成・提出の代行にかかる報酬</p> <p>1．顧問報酬</p> <p>2．手続報酬</p> <p>(1)健康保険の新規適用、適用廃止</p> <p>(2)厚生年金保険の新規適用、適用廃止</p> <p>(3)労災保険の新規適用</p> <p>(4)雇用保険の新規適用</p> <p>(5)求人票（ハローワーク）の作成・提出</p> <p>3．給与計算事務の報酬</p>
不動産鑑定評価	<p>不動産の鑑定評価に関する法律に基づく不動産鑑定士による、土地もしくは建物またはこれらに関する所有権以外の権利の経済価値を判定し、その結果を価額に表示する不動産の鑑定評価にかかる報酬</p> <p>(1)地域、用地区分固定：東京都（23区内）、商業地 東京都（23区内）、住宅地 東京都（23区以外）、住宅地 神奈川県、商業地 埼玉県、商業地 千葉県、商業地 千葉県、工業地 愛知県、商業地 大阪府、商業地 大阪府、住宅地 兵庫県、住宅地</p> <p>代表的な地点ポイントを特定したモデル料金。</p> <p>(2)面積、鑑定評価額上限固定：5000平方メートル未満、鑑定評価額5億円未満</p>
行政書士サービス	<p>行政書士法に基づく行政書士による、他人の依頼を受け報酬を得て、役所に提出する許認可等の申請書類の作成ならびに提出手続代理、遺言書等の権利義務、事実証明および契約書の作成等にかかる報酬</p> <p>1．建設業における許認可等の申請書類の作成および提出手続代理にかかる手数料</p> <p>(1)決算報告</p> <p>(2)経営事項審査申請</p> <p>(3)建設工事等入札資格審査申請</p> <p>2．運送業における許認可等の申請書類の作成および提出手続代理にかかる手数料</p> <p>(1)自動車登録申請：普通自動車（移転、抹消、変更） 小型二輪自動車（移転）</p> <p>(2)経営許可申請（新規）</p> <p>(3)営業報告書申請</p>

類別：専門サービス

小類別 品目	調査価格の内容
その他の専門サービス	
土地家屋調査士サービス	<p>土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士による、依頼人からの要請に応じて、不動産の表示（形状・面積・位置など）に関する登記につき、必要な土地もしくは家屋に関する調査、測量および申請手続きにかかる報酬</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．調査業務にかかる手数料 <ul style="list-style-type: none"> ・資料調査：公簿類 地図類 2．測量業務にかかる手数料 <ol style="list-style-type: none"> (1)面積測量：土地 建物 (2)境界標設置：境界点測設 境界標埋設 3．申請手続業務にかかる手数料 <ol style="list-style-type: none"> (1)土地：分筆 (2)建物：表示 (3)区分建物：表示

類別：その他諸サービス

小類別 品目	調査価格の内容
建物サービス	
清掃	<p>建物設備の清掃料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合清掃料* <p>*日常清掃および定期清掃にかかる料金。定期清掃とは、窓ガラスの清掃など、日常的な清掃に含まないエリアの清掃サービスのことで、一定頻度で実施されるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)共用部：事務所ビル (2)専用部：事務所ビル 商業ビル (3)共用部＋専用部：事務所ビル 商業ビル 火力発電所 文教施設 病院
設備管理	<p>建物設備の保守管理料</p> <ul style="list-style-type: none"> 1．設備管理料* <p>*電気、空調、防災設備等の保守管理料。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)事務所ビル (2)商業ビル <ul style="list-style-type: none"> 2．昇降機保守管理料 (1)フルメンテナンス契約：事務所ビル (2)定期点検契約：事務所ビル 商業ビル
衛生管理	<p>建物設備の衛生管理にかかる料金</p> <ul style="list-style-type: none"> 1．ネズミ、害虫（ゴキブリ、ダニ）防除料 (1)事務所ビル (2)商業ビル (3)病院 2．水質検査料 ・貯水タンク

類別：その他諸サービス

小類別 品目	調査価格の内容
労働者派遣サービス	
労働者派遣サービス	<p>労働者派遣にかかる料金 サービス価格が人月単価で設定されているため、平均人月単価を調査価格として採用している。 必要に応じて取引条件（業務内容、契約形態、派遣地域、派遣者レベル、取引相手先の取引規模など）を特定。</p> <p>(1) 1号業務（ソフトウェア開発）：東京地区</p> <p>(2) 5号業務（事務用機器操作）：東京地区、新規契約 "、継続契約 東京23区、継続契約 関東地区、新規契約 "、継続契約 関東地区 首都圏（1都3県）、継続契約 首都圏（1都3県） 関西地区、新規契約 "、継続契約 関西地区 関西（2府2県）</p> <p>(3) 6号業務（通訳・翻訳・速記）：東京地区</p> <p>(4) 5号・6号業務（英文オペレーション）：東京23区、継続契約</p> <p>(5) 8号業務（ファイリング）：東京地区、新規契約 "、継続契約 関東地区、新規契約 "、継続契約 関西地区、継続契約</p> <p>(6) 5号・8号業務（ファイリング含む事務用機器操作）：東京地区、継続契約 関東地区、継続契約</p> <p>(7) 10号業務（財務処理）：関東地区、継続契約 関東地区 首都圏（1都3県）、継続契約 首都圏（1都3県） 関西地区、継続契約 関西地区 関西（2府2県）</p> <p>(8) 8号・10号業務（ファイリング含む財務処理）：東京23区、継続契約</p> <p>(9) 11号業務（取引文書作成）：東京地区、新規契約 "、継続契約 関東地区、継続契約 関東地区 首都圏（1都3県）、継続契約 首都圏（1都3県） 東京23区、継続契約 関西地区、新規契約 "、継続契約 関西地区 関西（2府2県）</p> <p>(10) 16号業務（案内・受付、駐車場管理等）：首都圏（1都3県） 関西（2府2県）</p> <p>(11) 24号業務（テレマーケティング）：東京地区、新規契約 東京23区、継続契約</p> <p>(12) 販売業務：東京地区、新規契約 関西地区、新規契約</p>

類別：その他諸サービス

小類別 品目	調査価格の内容
警備	<p>各種警備料</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 常駐警備料* * 盗難等の事故防止を目的として、事務所や駐車場などの諸施設に警備員を常駐させるサービスにかかる料金。 2. 機械警備料* * 施設内外に設置した警備用機械装置により、犯罪や事故等の発生に関する情報を即時に感知し、被害拡大を防止するサービスにかかる料金。 3. 駐車場管理料* * 駐車場における盗難等の事故発生の警戒及び防止、並びに人身の安全確保を目的とした駐車場管理サービスにかかる料金。 4. 輸送警備料* * 貴重品等の運搬時における盗難等の事故発生の警戒及び防止を目的とした、輸送警備サービスにかかる料金。
洗濯	
普通洗濯	<p>クリーニング料金</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 制服：看護士用 コック用 一般製造業用 外食産業用 (2) カーテン (3) おしぼり
リネンサプライ	<p>リネンサプライ*料金 * 洗濯を伴う物品賃貸サービス。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ダストコントロール (1) 高機能マット（吸塵吸水マット） (2) 床用モップ (3) ハンディモップ 2. ホテルリネン (1) 客室寝具一式 (2) 飲食用リネン：テーブルクロス、ナプキン (3) ユニフォーム：コック用 3. 病院リネン (1) 寝具一式 (2) ユニフォーム：看護士用 4. タオルリネン (1) フェイスタオル (2) バスタオル、タオルマット 5. 貸しおしぼり 6. 産業リネン ・ ユニフォーム：飲食店用 遊園地用 ドラッグストア用 清掃用 工場用

(参考指数)

輸出サービス価格指数

項目	調査価格の内容
輸出貨物運賃	
外航貨物輸送	<p>輸出貨物にかかる外航貨物輸送[*]運賃 [*]貿易の為に日本の港と外国の港の間を航行する船舶による貨物輸送。</p> <p>1. 自動車専用船[*] [*]自動車を専門に運ぶ船。P C C (Pure Car Carrier)船。</p> <p>(1)日本 北米、完成車 (2)日本 欧州、完成車 (3)日本 豪州、完成車</p> <p>2. 定期船[*] [*]定期的に運行している航路の船舶。主にコンテナ船。</p> <p>(1)日本 北米、機械類 (2)日本 オランダ、混載貨物 (3)日本 タイ、C K D[*] [*]海外現地工場向け自動車部品。C K Dとは、Complete Knock Downの意。 (4)日本 チリ、化学品</p> <p>3. パルクキャリア[*] [*]バラ積み船。</p> <p>(1)C O A契約：鋼材、スモールハンディ、日本 シンガポール (2)スポット契約：鋼材、スモールハンディ、日本 インドネシア " 、 " 、日本 インド " 、 " 、日本 サウジアラビア " 、 " 、日本 南アフリカ " 、 " 、日本 ベルギー " 、 " 、日本 豪州</p>
国際航空貨物輸送	<p>輸出貨物にかかる国際航空運賃 調査価格に燃油サーチャージを含めている場合もある。燃油サーチャージとは、燃油が一定の金額を上回った場合に、航空会社ごとに設定している追徴料金。</p> <p>(1)東京 ニューヨーク：混載貨物 (2)東京 ロサンゼルス：混載貨物 (3)東京 香港：混載貨物 (4)東京 台北：混載貨物 (5)東京 シンガポール：混載貨物 (6)東京 ロンドン：混載貨物 (7)東京 アムステルダム：混載貨物</p>